

G I G Aスクール構想の着実な推進を求める意見書（案）

国は、令和元年12月に「G I G Aスクール構想」を打ち出し、地方公共団体に対して必要な財政支援を行い、児童生徒1人1台端末及び高速大容量ネットワークの整備を推進してきたところである。

こうした中、本年6月16日に閣議決定された、「経済財政運営と改革の基本方針2023」、いわゆる「骨太の方針」においては、「国策として推進するG I G Aスクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める」旨、記載されているところである。

一方で、同構想に基づき整備された端末等については、今後、早い自治体では、令和7年度には耐用年数の経過による更新が予想されており、地方自治体の財政に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、「G I G Aスクール構想」の実現に向けて、下記の事項について格段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国策として推進する「G I G Aスクール構想」の着実な推進のため、1人1台端末の活用が地方でより一層進むよう、全額国庫補助とするなど財政負担の在り方を含む国の方針を早期に示すこと。
- 2 1人1台端末の更新により、地方公共団体の財政負担が生じないよう、国策としての「G I G Aスクール構想」の推進に要する経費については、全額国庫補助の制度設計とし、国の責任において継続的な財政措置を講じること。
- 3 高等学校における1人1台端末の整備については、各校において公費負担もしくは家庭負担と様々な状況となっているが、整備手法に関わらず、1人1台端末の更新に当たっては、全額国庫補助の制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月10日

香 川 県 議 会